

農業制度金融のごあんない

『こんなときはこんな資金を』

施設・機械等の取得

農舎・ハウス等の整備 又は農機具の購入資金	農業改良資金（P4） 農業近代化資金（P5） 農家経営安定資金（P6） （公庫）スーパーL資金（P7） （公庫）経営体育成強化資金（P7） （公庫）農林漁業施設資金（P8）
--------------------------	---

種苗・肥料等の運転資金

種苗・肥料の購入等の運転資金	農業改良資金（P4） 農業近代化資金（P5） 農家経営安定資金（P6） スーパーS資金（P6） （公庫）スーパーL資金（P7） （公庫）経営体育成強化資金（P7）
----------------	--

作物の植栽

果樹・花きの植栽のための資金	農業改良資金（P4） 農業近代化資金（P5） （公庫）スーパーL資金（P7） （公庫）経営体育成強化資金（P7）
----------------	---

農産物の直売施設等

農産物直売施設等の設置資金	農業改良資金（P4） 農業近代化資金（P5） （公庫）スーパーL資金（P7） （公庫）経営体育成強化資金（P7）
---------------	---



集落営農推進応援歌
「未来のために」
CDジャケットより
イラスト 阿部和弘



農地等の取得・借入・造成

農地等の取得資金	農家経営安定資金（P6） （公庫）スーパーL資金（P7） （公庫）経営体育成強化資金（P7）
農地を借りて規模拡大するための資金	農業改良資金（P4） 農業近代化資金（P5） （公庫）スーパーL資金（P7）
農地等を改良・造成するための資金	農業改良資金（P4） 農業近代化資金（P5） （公庫）スーパーL資金（P7） （公庫）経営体育成強化資金（P7） （公庫）農業基盤整備資金（P8）

家畜の購入

家畜購入のための資金	農業改良資金（P4） 農業近代化資金（P5） （公庫）スーパーL資金（P7） （公庫）経営体育成強化資金（P7）
------------	---

新規参入・新規部門導入

新規参入・新規部門導入のための資金	農業改良資金（P4） 就農支援資金（P4） 農業近代化資金（P5） （公庫）スーパーL資金（P7）
-------------------	--

負債の整理・経営の維持

負債整理・経営維持のための資金	農家経営安定資金（P6） 農業経営負担軽減支援資金（P6） （公庫）スーパーL資金（P7） （公庫）経営体育成強化資金（P7）
-----------------	--

災害対策資金

災害対策のための資金	農家経営安定資金（P6） （公庫）農林漁業セーフティネット資金（P7） （公庫）農林漁業施設資金（P8） （公庫）農業基盤整備資金（P8）
------------	--

（資金によって用途、貸付対象者、貸付利率及び貸付限度額等が異なりますので、次ページ以降にてご確認ください。）

平成24年1月

福 島 県

農業経営再建のための農業金融支援について

今回の東日本大震災により被害を受けた方（被災したことの証明を受けた方）に対する制度資金の融通について、特例措置が講じられます

		資金名	対象者	資金使途	償還期限・据置期間	備考
公庫 資金	（緊急 中期）	セーフティネット資金	主業農業者	災害復旧の中長期の運転資金	期限 10年 13年 （据置 3年 6年）	貸付限度額を 600万円又は年間経営費の3/12 1,200万円又は年間経営費の12/12 に拡充
	施設 復旧等	農林漁業施設資金 （災害復旧）	農業者	施設等の修理	期限 15年 18年 （据置 3年 6年）	貸付限度額を 負担額の80%又は1施設あたり600 万円 負担額の100%又は1施設あたり 1,200万円に拡充
		スーパーL資金等	認定農業者等	施設資金、 長期運転資金、	期限 25年 28年 （据置 10年 13年）	貸付限度額 個人 1.5億円 法人 5億円
		経営体育成強化資金	認定農業者等	施設資金、 長期運転資金、	期限 25年 28年 （据置 3年 6年）	貸付限度額 個人・農業参入法人 1.5億円 法人・集落営農組織 5億円

民間 資金	施設 復旧等	農業近代化資金	主業農業者	長期運転資金、 施設資金、	期限 15年 18年 （据置 7年 10年）	貸付限度額 個人 1,800万円 法人 2億円
	負債 整理	農業経営負担軽減 支援資金	主業農業者	営農に係る負債 整理	期限 10年【特認15年】 据置 3年【特認3年】	貸付限度額 営農に係る負債の限度内

地震・津波による直接又は間接被害を受けた方については

最長18年無利子となります。

公庫資金及び農業近代化資金は実質的に無担保、無保証人となります。

農業信用保証協会の保証料の免除制度もあります。

貸付契約の際の印紙税が免除されます。

【問合せ先】

- ・日本政策金融公庫福島支店農林水産事業（024-521-3328）
- ・J A、銀行など各融資機関

農家経営安定資金 東日本大震災農業経営対策特別資金

東日本大震災により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通します。

資金種別

平成23年東北地方太平洋沖地震による地震・津波の被害を受けた農業者等に融通する資金
(東北地方太平洋沖地震対策資金)

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受けている農業者等に融通する資金

事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農家収入が減少した農業者等に融通する資金
(原発事故対策緊急支援資金)

事故に伴う肉用牛の出荷制限の指示を受けたことにより農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金
(肉用牛経営緊急支援資金)

次のいずれかに該当する農業者等へのつなぎ資金として融通する資金
(7)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等
(1)作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等
(農家経済維持支援資金)

対象経費

東北地方太平洋沖地震対策資金
施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金

原発事故対策緊急支援資金
営農のため当面緊急に必要な運転資金

肉用牛経営緊急支援資金
営農のため当面緊急に必要な運転資金

農家経済維持支援資金
農家経済の維持に必要な資金

貸付限度

東北地方太平洋沖地震対策資金
500万円

原発事故対策緊急支援資金
個人 1,000万円
法人・団体 1,200万円

肉用牛経営緊急支援資金
個人 5,000万円
法人・団体 1億円

農家経済維持支援資金
200万円

貸付利率

東北地方太平洋沖地震対策資金・原発事故対策緊急支援資金
1.2%以内(農協取扱いによっては無利子)

肉用牛経営緊急支援資金
無利子

農家経済維持支援資金
無利子

償還期

東北地方太平洋沖地震対策資金
10年以内
(うち据置3年以内)

原発事故対策緊急支援資金
10年以内
(うち据置3年以内)

肉用牛経営緊急支援資金
10年以内
(うち据置3年以内)

農家経済維持支援資金
5年以内
(うち据置3年以内)

福島県農業信用基金協会の保証制度が御利用いただけます。

1) 保証料率

東北地方太平洋沖地震対策資金・原発事故対策緊急支援資金・肉用牛経営緊急支援資金
0.29%

農家経済維持支援資金
0.27%

2) 保証割合 100%

3) 担保・保証人

- ・個人：原則無担保・無保証人
- ・任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人
- ・法人：役員個人連帯保証により無担保

原発事故対策緊急支援資金については、債務延滞者等を対象に無担保・無保証人で保証引受を行う、福島県農業信用基金協会が実施する農業経営復旧対策特別保証事業(国事業)による債務保証の利用も可能です。この場合の貸付限度額については、損害賠償請求額の1/2又は農家経営安定資金の貸付限度額のいずれか低い額となります(なお、保証料率は年0.35%となります)。

取扱融資機関

各農協、銀行、信用金庫等の本店及び支店
融資機関によって一部取り扱っていない資金もございます。

融資機関及び農業信用基金協会の審査で決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことをご了承ください。

農業改良資金（無利子）

農業改良資金は、農業の担い手が自らの創意工夫により新作物や新技術を導入する場合又は農畜産物の加工を始めるといった農業者の意欲的なチャレンジを支援する無利子の資金です。

この資金の貸付けと併せて、農林事務所農業振興普及部又は農業普及所が農業者の方に必要な技術、経営等の支援を行うことにより、農業経営改善をお手伝いします。

（注）平成22年10月1日～ 【取扱機関：㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業】

農業改良措置の内容	資金の用途	貸付対象者	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
<p>1 新たな農業部門の経営の開始 (新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目区分へ進出する場合)</p> <p>2 新たな加工の事業の経営の開始 (自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた方が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合)</p> <p>3 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 (先駆的な技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減あるいは環境の保全に資するものを導入する場合)</p> <p>4 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入 (自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合)</p> <p>本書P.10(最終頁)に、「農業改良措置の具体例」を掲載しておりますので、併せてご覧ください。</p>	<p>1 施設（農機具、加工用機械等を含む）の改良、造成又は取得</p> <p>2 永年性植物の植栽又は育成</p> <p>3 家畜の購入又は育成</p> <p>4 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件整備</p> <p>5 農地又は採草放牧地の賃借権等の権利取得の場合の権利金支払い又は存続期間に対する対価全額一時払い</p> <p>6 農機具、運搬用機具等の賃借権取得の場合の借賃全額一時払い</p> <p>7 能率の技術、経営方法習得のための研修</p> <p>8 品種の転換</p> <p>9 農畜産物の需要開拓のための調査、開発、通信情報処理機材取得</p> <p>10 営業権、商標権、研究開発等の費用</p> <p>11 農業経営の改善に必要な農業費、資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃、機械・施設修理費等の初度的経費</p> <p>イ 農作業を受託する場合</p>	<p>次に該当する農業者又は農業者の組織する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 ・認定就農者 ・集落営農組織 ・その他一定の要件を満たす農業者 ・エコファーマー ・農商工連携事業計画の認定を受けた中小企業者で一定の要件を満たす者 	<p>年以内</p> <p>10(3) 特定地域（条件不利地域）において借り受ける場合 12(5) 持続農業法に基づく資金を借り受ける場合 12(3) 認定就農計画に従って新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要とする資金を借り受ける場合 12(5) 農商工連携事業計画の認定事業者が計画に基づいて借り受ける場合 12(5) バイオ燃料法の生産製造連携事業計画の認定事業者が計画に基づいて借り受ける場合 12(3)</p> <p>東日本大震災の被害を受けた一定の条件を満たす農業者等は、償還期間及び据置期間がそれぞれ3年間延長されます。</p>	<p>個人 5,000万円</p> <p>法人又は団体 1億5,000万円</p> <p>(認定農業者以外の方が借り受けようとする場合は、必要な経費の額の8割に相当する額と上記の額のいずれか低い額が限度額となります。)</p>

- (1) 資金の用途の欄中、8については認定農業者又は集落営農組織のみが、9及び10については認定農業者のみが、117については認定農業者、集落営農組織又はエコファーマーのみが対象となります。
- (2) 農作業を受託する場合は、農地保有合理化担い手育成地域推進事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7333号農林水産事務次官任命通知）に基づき基幹的農作業を受託する旨の契約を結び、その受託期間の受託料相当額を貸し付けるものに限ります。
- (3) 集落営農組織が借入を行う場合には、経営改善資金計画について市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

就農支援資金（無利子）

新たに農業を始める方等を支援するための無利子の資金です。

【取扱機関：福島県青年農業者等育成センター、農協等】

資金の種類	資金の用途	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
就農研修資金	農業大学校や先進農家等で教育・研修を受けるための資金	<p>年以内</p> <p>青年 12(4)</p> <p>うち指導研修 12(1)</p> <p>中高年齢者 7(2)</p>	<p>農業大学校等 月額 5万円</p> <p>先進農家等 月額 15万円</p> <p>海外農業研修 月額 15万円</p> <p>指導研修 200万円</p>
就農準備資金	新規参入するための就農先の調査、住居移転等就農準備に要する資金	<p>青年 12(4)</p> <p>中高年齢者 7(2)</p>	200万円
就農施設等資金	農業経営を開始する際に必要な機械、施設、又は資材の購入等に要する資金	<p>12(5)</p> <p>(就農施設等資金のみ) 「農業信用基金協会の債務保証」利用可能 保証料(年) 0.35%</p>	<p>青年(*) 3,700万円 (ただし、2,800万円を超える額については事業費の1/2以内)</p> <p>中高年齢者(*) 2,700万円 (ただし、1,800万円を超える額については事業費の1/2以内)(* 経営開始後5年間)</p>

- (1) 貸付を受けるには、就農計画を作成して県の認定（認定就農者）を受ける必要があります。
- (2) 就農支援資金は青年の場合15歳以上40歳未満、中高年齢者の場合40歳以上65歳未満の方が対象となります。
- (3) 農協等が取り扱うのは、就農施設等資金のみになります。
- (4) 東日本大震災の被害を受けた一定の条件を満たす農業者等は、償還期間及び据置期間がそれぞれ3年間延長されます。

農業近代化資金

農業者等が農業経営の展開を図るのに必要な長期で低利な資金です。

【取扱機関：農協、銀行等】

資金の種類	資金の用途	利用形態	償還期間 (うち据置期間) 注(1)	24年1月27日現在 貸付利率	貸付限度額	備 考
施設等資金 (1号資金)	畜舎、果樹棚、農機具その他農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧、取得 (復旧に必要な資金は、認定農業者及び集落営農組織等のみ)	個人利用	認定農業者 15(7) 認定就農者 17(5) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)	年 % 1.30 注(2) [認定農業者の特例] 償還期間に応じ 0.55～1.15% の特例利率が適用されます。 (限度額:個人 1,800万円、法人 3,600万円) さらに、 H23.4.1～ H24.3.31に利子補給承認を受けた場合、一定条件の下、貸付当初5年間に限り、最大2.0%の引下げ(実質無利子化)となります。 (500万円を超える貸付で、個人1,800万円、法人3,600万円の貸付に限る。また、国庫補助残融資は対象外。) なお、融資枠に制限があります。	[個人利用] 個人 1,800万円 法人 2億円 農業参入法人 1億5千万円	《貸付対象者》 [個人利用] 認定農業者 認定就農者 その他の一定の要件を満たす農業者(集落営農組織を含む、注4) [共同利用] 原則5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人 農協、土地改良区、共同利用事業を行う団体等 《融資率》 総事業費の80%以内 (補助金が交付される場合は総事業費から当該補助金額を差し引いた額の80%以内) (認定農業者・集落営農組織に係る融資率の特例を受ける場合、100%の融資率となります。) (注2.5)
		共同利用	認定農業者 7(2) 認定就農者 10(5) その他一定の要件を満たす農業者 7(2)			
果樹等植栽育成資金 (2号資金)	果樹、多年生草本、桑、花木その他永年性植物の植栽、育成 (その他永年性植物の植栽、育成は認定農業者及び集落営農組織等のみ)	個人利用	認定農業者 15(7) 認定就農者 17(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(7)			
家畜購入育成資金 (3号資金)	乳牛その他の家畜の購入、育成	個人利用	認定農業者 7(2) 認定就農者 10(5) その他一定の要件を満たす農業者 7(2)			
小土地改良資金 (4号資金)	事業費1,800万円を超えない規模の農地、牧野の改良、造成、復旧 (復旧に必要な資金は、認定農業者及び集落営農組織等のみ)	個人利用	認定農業者 15(7) 認定就農者 18(5) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
長期運転資金 (5号資金)	農業経営の規模拡大、その他農業経営の改善に必要な長期運転資金 1 農地又は採草放牧地の賃借権等の権利取得の場合の権利金支払い又は存続期間に対する対価全額一時払い 2 農機具、運搬用機具等の賃借権取得の場合の借賃全額一時払い 3 能率的技術、経営方法習得のための研修 4 品種の転換 5 農畜産物の需要開拓のための調査、開発、通信・情報処理機材取得 6 営業権、商標権、研究開発等の費用 7 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するための経費 8 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等農業経営の改善にとって必要な農業費、その他の費用	個人利用	認定農業者 15(7) 認定就農者 17(5) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
農村環境整備資金 (6号資金)	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成、取得	共同利用	20(3)			
大臣特認資金 (7号資金)	給排水施設の改良、造成、取得	個人利用	認定農業者 15(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
	特定農家住宅の改良、造成、取得	個人利用	認定農業者 15(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
	内水面養殖施設の改良、造成、取得	個人利用	認定農業者 15(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
		共同利用	15(3)			

「農業信用基金協会の債務保証」利用可能
保証料(年) 無担保・無保証人の場合
0.40%
// のうち特例 0.32%
有担保の場合 0.25%
(法人=役員個人連帯保証、その他保証金額制限有)

注(1) 償還期限の欄の認定就農者は、経営開始後5年以内であり知事の承認を受けた認定就農計画に従って資金を利用する人が対象となります。
注(2) 認定農業者の特例を受けるためには、経営改善資金計画について市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。
注(3) 長期運転資金(5号資金)の資金用途、3から6については、認定農業者等(認定農業者及び認定を受けた法人の構成員又は構成員になる者)のみが、7から8については、認定農業者等、集落営農組織及び集落営農組織が法人化するときその構成員になる者のみが対象となります。また、2については認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用器具に限り対象となります。
注(4) 集落営農組織が借入を行う場合には、経営改善資金計画について市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。
注(5) 集落営農組織等の融資率の特例は、借入残高が3,600万円までの借入に限ります。

農家経営安定資金（福島県独自の制度）

県単独の資金で、主に他の制度資金で対象にならないものが対象となります。

【取扱機関：農協、銀行等】

資金の種類	資金の用途	貸付対象者	24年1月27日現在 貸付利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
小災害資金	天災等により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るために必要な資金	農業を営む個人・団体	年 % 1.30	年以内 5(1)	300万円
【東日本大震災農業経営対策特別資金】 3頁をご覧ください。					
負債整理資金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債を借換えるのに必要な資金	農業を営む個人・団体	1.30	6(1)	300万円
経営支援資金	「産地生産力強化総合支援事業実施要領」に基づく事業を実施するために必要な資金	農業を営む個人・団体	0.80	5(1)	補助事業の分担金額 又は 補助事業の補助残負担額
農業経営高度化資金	農業経営の規模拡大、資本装備の高度化等農業経営の改善に必要な資金	農業を営む個人・団体	1.30	7(1) 運転資金 3(なし)	500万円
青年農業者育成資金	経営基盤の弱い青年農業者を地域農業を担う中核農業者へ育成するために必要な資金	これからの本県農業を担う青年農業者	1.00	10(3) 運転資金 3(なし)	500万円 運転資金 300万円
中山間地域経営維持資金	中山間地域の農業経営の維持・安定に必要な施設・機械資材の購入に必要な資金	農業を営む個人・団体	1.30	7(1)	500万円
<p>「農業信用基金協会の債務保証」利用可能（負債整理資金を除く） 保証料(年) 有担保 0.35%（ただし、災害資金については0.29%、法人=役員個人連帯保証、その他各資金残高通算500万円まで（小災害資金にあっては貸付限度額まで）無担保無保証人制度有）</p>					

原務事故対策緊急支援資金の取扱期間は平成24年3月末までです。

農業経営負担軽減支援資金

既往債務の負担を軽減するための借換資金です。

【取扱機関：農協、銀行等】

資金の用途	事業実施期間	24年1月27日現在 貸付利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
<p>営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換え（主な取扱い は次のとおり） 国の制度資金（農業近代化資金、(株)日本政策金融公庫資金等）は貸付利率が5%を超えるものが対象となる。 県単制度資金（農家経営安定資金等）は貸付利率に関係なく対象となる。 営農に関係ない負債や営農に関係あるかどうか不明な負債は対象とならない。 買掛未払金等の負債は対象とならないが、証書貸付に切り換えた場合は対象となる。</p>	平成13年度 }	年 % 1.30	年以内 10(3) 特認 15(3) 注(1)	制限なし
<p>「農業信用基金協会の債務保証」利用可能 保証料(年) 無担保・無保証人の場合 0.85% 有担保の場合 0.50% (個人=原則として物的担保とし、必要により連帯保証人も徴求。法人=役員個人連帯保証と物的担保を徴求。その他保証金額制限有)</p>				

注(1) 特認は既往債務の年間償還額等からみて、特に必要と認められる場合に適用されます。

新スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

農協等が融通する認定農業者のための短期運転資金です。

【取扱機関：農協、銀行等】

資金の用途	24年1月27日現在 貸付利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
<p>農業経営改善計画の達成に必要な運転資金 (次の具体例のとおり) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 肉用素畜、中小家畜等の購入費 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 営農用施設・機械の修繕費 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 生産技術、経営管理技術の修得費 市場開拓費、販売促進費等</p>	年 % 1.50	年以内	<p>個人 500万円 法人 2,000万円 (畜産又は施設園芸を含む経営の場合は、それぞれの3倍となる)</p>
<p>「農業信用基金協会の債務保証」利用可能 保証料(年) 無担保・無保証人の場合 0.50% 有担保の場合 0.30% (法人=役員個人連帯保証、その他保証金額制限有)</p>			

注(1) この資金を利用できる期間は、認定を受けた農業経営改善計画の実施期間内で原則5年間です。

スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

㈱日本政策金融公庫資金で、認定農業者のための長期低利資金です。

【取扱機関：㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行等】

資金の用途	24年1月27日現在 貸付利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額	債務保証
農業経営改善計画の達成に必要なすべての資金 (次の具体例のとおり) 農地等の取得、改良等 農業経営用施設・機械等の取得、改良、造成 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の取得、改良、造成 借地権、機械等の利用権その他無形固定資産の取得等 家畜、果樹の導入 長期運転資金 負債の整理(制度資金は除く)	年 % 注(1) 0.55～1.30	年以内 25(10)	個人 1億5千万円 (特認3億円) 注(2) 法人 5億円 注(3)	借受方法が転貸の場合のみ「農業信用基金協会の債務保証」利用可能 保証料(年) 無担保・無保証人の場合 0.40% "のうち特例 0.34% 有担保の場合 0.25% (法人=役員個人連帯保証、その他保証金額制限有)
	なお、H23.4.1～H24.3.31までに貸付決定された場合、一定条件の下、貸付当初5年間に限り、最大2.0%の引下げ(実質無利子化)となります。(500万円を超える貸付で、個人1億円・法人は3億円までの貸付に限る。) 「負債の整理、円滑化融資(無担保・無保証)、国庫補助残融資など」は対象外です。		うち、負債の整理に利用する場合の貸付限度額は、 個人 3,000万円 (特認6,000万円) 法人 1億円	

注(1) 実質無利子化は、市町村(県の補助を含む)の利子助成を受けた場合となります。

注(2) 特認は次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ・経営が複数部門にわたるか、経営部門を増やす計画のある場合
- ・主たる従事者を複数有するか、複数となる計画のある場合
- ・相当の規模拡大を行うことにより地域の担い手となる場合

注(3) 3名を超える常時従事者1名につき500万円を加えることができます。ただし、目標売上額の2倍に相当する額が10億円のいずれか低い額となります。

㈱日本政策金融公庫資金(1)

財政融資資金を原資とした、農業者等の生産力の維持増進等に資するための長期で低利な資金です。

【取扱機関：㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行等】

資金の種類	資金の用途	貸付対象者	24年1月27日現在 貸付利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害、経営環境の変化等に対し、農業経営を維持・安定するための資金 災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金 社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により、一定の経営状況になっている農業経営の維持安定に必要な資金	一定の要件を満たす農業者	年 % 0.55～0.75	年以内 10(3)	600万円 (簿記記帳を行っており、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合、経営規模に応じて増額することができる)
経営体育成強化資金	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をするための資金 前向き投資資金 農地、牧野の改良や造成、農地等の取得(利用権含む)、農機具等の借賃全額一時払、果樹等の植栽等、家畜の購入育成等、農産物の加工、流通、販売等に必要施設・機械等の取得等 償還負担軽減資金 ア 再建整備資金 既存営農負債(制度資金を除く)の整理及び経営再建整備資金 イ 償還円滑化資金 制度資金等の償還金の円滑な支払いに必要な資金	農業を営む個人、農業生産法人・集落営農組織・農業参入法人	1.30	25(3)	次の(1)(2)の合計額で、以下の限度内 個人・農業参入法人 1億5千万円 法人・集落営農組織 5億円 (1)前向き投資資金 融資率80% (2)償還負担軽減資金 再建整備資金 個人1,000万円 (特認1,750万円 特定2,500万円) 法人4,000万円 償還円滑化資金 認定後5年間(特認10年間)に償還する制度資金の元利金の合計
貸付対象者 = 中山間地域内で事業を行う農林漁業者や中山間地域の農林水産物を取り扱う会社等					
中山間地域活性化資金	加工流通施設整備資金	中山間地域の農林水産物を原材料等として使用する製造、加工、販売を行う事業であって、新商品、新技術の研究開発や利用、需要の開拓、事業の提携に必要な施設の整備、試験研究費、特許権取得費等	大企業以外 2億7千万円まで 1.15 2億7千万円超 1.40 注.大企業及び中小企業10年未満の貸付の一部は廃止	15(3)	限度なし 借受方法が転貸の場合のみ利用可能 農業を営む者 保証料(年) 無担保・無保証人の場合 0.40% "のうち特例 0.34% 有担保の場合 0.25% (法人=役員個人連帯保証、その他保証金額制限有) その他 0.34%
	保健機能増進施設整備資金	体験農園、林間キャンプ場等の整備	大企業以外 2億7千万円まで 1.15 2億7千万円超 1.40 注.大企業及び中小企業10年未満の貸付の一部は廃止	15(3)	
	生産環境施設整備資金	集会施設、簡易給排水施設等の整備	1.30	25(8)	

㈱日本政策金融公庫資金（2）

【取扱機関：㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行等】

資金の種類	資金の用途	貸付対象者	24年1月27日現在 貸付利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
振興山村・ 過疎地域 経営改善資金	農機具、建物等の取得や改良、果樹、桑等の植栽や育成、繁殖牛や乳牛等の購入、特用林産物（しいたけ、なめこ等）関係機械・施設の取得等（振興山村・過疎地域内の事業に限る）	農業を営む個人・法人、農協、共同利用事業を行う団体等	年 % 補助 1.45 (共同利用) 2.45 非補助 1.30	年以内 25(8)	補助事業 限度なし 非補助事業 個人1,300万円 法人5,200万円（特例1億円 又は3～5億円） 融資率はいずれも80%
農 林 漁 業 施 設 資 金	共同利用施設 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得	土地改良区、農協等	一 般 1.30	20(3)	融資率 80%
	農舎、畜舎、農産物加工処理施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植又は補植	農業等を営む者	0.55～1.30	15(3)	負担額の80% 又は300万円（特認600万円）
	主務大臣指定施設 農舎、畜舎（環境保全施設含む）、農作物育成管理用施設、農機具等の取得、改良、造成等	農業等を営む個人・法人等	1.30	15(3) 一部 10(3)	一般 限定なし 環境保全（非補助） 個人3,500万円 法人7,000万円 融資率はいずれも80%
農 業 基 盤 整 備 資 金	1 農地、牧野の改良・造成事業 ほ場整備・開畑・埋立・干拓・草地造成・優良牧草の導入等 かんがい排水施設・農道・牧野等の保全利用上必要な施設の改良、造成 2 災害復旧事業 農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の災害復旧 3 調査設計等 調査設計 換地設計 団体営地形作成 災害復旧事業計画概要等作成	農業を営む個人、土地改良区、農業者の組織する法人・団体等	補 助 県 営 1.45 団 体 営 1.30 非補助 1.30 災害復旧 0.55～1.30	25(10)	対象事業の当該年度地元負担額 ただし、最低限度額は1件当たり50万円
担 手 育 成 農 地 集 積 資 金	担い手育成農地集積事業による農地、牧野の改良、造成（農業基盤整備資金と併せて借入れる場合に限る）	農業を営む個人・法人、土地改良区、農協等の担い手育成農地集積事業として採択されたもの	無利子		対象事業の年度事業費の10%相当額又は当該年度負担額の6分の5相当額のいずれか低い額
畜 産 経 営 環 境 調 和 推 進 資 金	畜産業者を営む者 処理高度化施設の改良、造成、取得 処理高度化施設の賃借料、利用料 法人への参加に必要な処理高度化施設の取得（現物出資）又は出資 処理高度化施設：畜舎、たい肥舎、サイロ、家畜用水施設、牧さく、排水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具	畜産業者を営む（県知事より処理高度化施設整備計画の認定を受ける）	補 助 1.30 非補助 1.30	20 賃借料等 一括支払 等の場合 15	融資率80%（特認90%） 個人 3,500万円 （特認1億2,000万円） 法人 7,000万円 （特認4億円）
	共同利用 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に必要な共同利用施設・機具の改良、造成、取得	農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業者を営む者が組織する法人若しくは団体（県知事より共同利用施設整備計画の認定を受ける）	1.30		融資率 80%

- (1) 特認、特定及び特例は、一定要件に該当した場合等に貸付の限度額が引き上げられます。
- (2) ㈱日本政策金融公庫資金の貸付けは、金融公庫が直接貸付けを行う「直貸」、銀行等に業務委託を行っている「委託貸」、農協等を經由して貸付を行う「転貸」があり、資金ごとに貸付方法が定まっています。
なお、農協転貸の場合は福島県農業信用基金協会の債務保証を受けることができます。
【保証料 農業を営む者（年）無担保・無保証人の場合=0.40% 有担保の場合=0.25%、法人=役員個人連帯保証、その他保証金額制限有
その他 0.34%】
- (3) 経営体育成強化資金については、農業参入法人・集落営農組織等が借入を行う場合には、経営改善資金計画について市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

農業制度金融を利用する際の注意事項

農業制度金融は、国、県、市町村からの補助金により支援されていますので、次のような行為は行わないでください。禁止されている行為を行った場合や、義務づけられている行為を怠った場合は、融資した資金や補助金を返還して頂くことがありますので、ご注意ください。

1 目的外使用の禁止

農業制度資金は、申請されたときに提出された事業内容について審査・決定しますので、融資した後、原則として事業内容を変更することは出来ません。

2 事前着工の禁止

農業制度資金はこれから行おうとする事業に融資する資金ですので、利子補給承認日又は貸付実行日の前に行っている事業や既に完了している事業に対しては、使用できません。

貸付利率について

国・県・市町村が利子補給を行うことなどにより、低利になっています。

各資金ごとに記載してある利率は、金利情勢に応じて改正されますので注意してください。

償還期間等について

償還期間は、資金ごとに対象となる機械・施設の減価償却期間などを基に決めることとなります。一般的に長期で有利になっていますので、償還期間を上手に利用して、無理のない返済計画を立ててください。

なお、毎年の償還回数や償還日が制限されている場合もありますので注意してください。

償還方法は、元金均等償還（元金の償還額を毎回均等にする方法）と元利均等償還（元金と利息を合わせた償還額を毎回均等にする方法）がありますが、利用できる方法が決まっている資金もあります。

貸付限度額について

事業に必要な経費の全額を借りられる資金と事業費の一定割合（80%が多い）が限度になる資金がありますが、経営規模等から見て投資できる適切な範囲を超えないよう事業計画を検討してください。

事業費の全額を借りられるときでも自己資金に余裕がある場合は、自己資金を使ってなるべく負債を少なくすることが大切です。

借入れ手続きについて

資金ごとに借入れ手続きが異なりますが、主な手続きは次のとおりです。

【農業近代化資金】

県と利子補給契約を締結している農協等の融資機関へ借入希望申込書、借入申込書及び経営改善資金計画書を提出し、融資機関から農林事務所へ利子補給承認申込書を提出していただきます。

なお、認定農業者の方が特例措置（貸付利率及び融資率）を受ける場合は、経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

【農家経営安定資金・農業経営負担軽減支援資金】

県と利子補給契約を締結している農協等の融資機関へ借入申込書を提出し、融資機関から農林事務所へ利子補給承認申込書を提出していただきます。

なお、農業経営負担軽減支援資金については、あらかじめ経営改善計画書を作成して、農林事務所が主催する経営診断会議の経営診断を受ける必要があります。

【㈱日本政策金融公庫資金】

㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業又は公庫資金の取扱いを行っている農協等の融資機関へ借入申込書を提出していただきます。

なお、経営体育成強化資金で負債整理を含まない場合は、借入申込書提出時に経営改善資金計画を併せて提出していただくこととなります。

また、経営体育成強化資金で負債整理を含む場合については、あらかじめ経営改善計画書を作成して、農林事務所が主催する経営診断会議の経営診断を受ける必要があります。

【農業経営基盤強化資金】

㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業又は公庫資金の取扱いを行っている農協等の融資機関へ借入希望申込書、借入申込書及び経営改善資金計画書を提出していただきます。

また、経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

なお、無利子化等の条件については、㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業にお尋ねください。

【農業経営改善促進資金】

福島県農業信用基金協会と基本契約を締結している農協等の融資機関へ資金利用申込書兼借入申込書を提出していただきます。

なお、申込書について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

【農業改良資金】

日本政策金融公庫福島支店農林水産事業へ借入申込希望書、貸付資格認定申請書及び経営改善資金計画書を提出していただきます。

なお、経営改善資金計画について、県の認定を受ける必要がありますが、それらの手続きは公庫を経由して行います。

なお、詳しくは農協等の融資機関、市町村、市町村農業委員会、県の農林事務所等にご相談ください。また、借入申込みから貸付実行にいたるまで、農林事務所等の認定審査会の開催、融資機関等による担保の設定や登記等により、1～2か月程度かかることもありますので、余裕を持って手続きを行ってください。

担保・保証人について

資金の貸付けを行う融資機関の判断によりますので、融資機関へご相談ください。

制度金融の相談窓口

《農林事務所農業振興普及部》

県北	024-521-7662
県中	024-935-1307
県南	0248-23-1562
会津	0242-29-5305
南会津	0241-62-5253
相双	0244-26-1149
いわき	0246-24-6161

《農業普及所》

伊達	024-575-3181
安達	0243-22-1127

田村	0247-62-3113
須賀川	0248-75-2180

喜多方	0241-24-5743
会津坂下	0242-83-2112

双葉	0240-22-3154
----	--------------

《福島県青年農業者等育成センター（福島県農業振興公社内）》

024-521-9848

《㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業》

024-521-3328

ホームページ <http://www.jfc.go.jp>

《福島県農業信用基金協会》

業務部 024-554-3225

《福島県経営改善支援センター（福島県農業会議内）》

024-524-1201

《福島県農業支援総室》

金融共済室 024-521-7349

ホームページ

<http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kinyuukyousai/index.htm>

Eメール

kinyuukyousai@pref.fukushima.jp

農業改良措置の具体例

チャレンジ!

チャレンジ!

本書P.2に記載の農業改良資金について、「農業改良措置の具体例」を掲載しておりますので、併せてご覧ください。
(なお、「具体例」は参考例であり、必ずしもこれに限定されません。)

新たな農業部門の経営の開始	農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入	新たな加工の事業の経営の開始	農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入による価格下落に悩む野菜農家 ・ 花きの施設栽培を導入 ・ 需給緩和による価格下落に悩む稲作農家 ・ 畜産に転換 ・ リンゴ・ナシの価格低迷に悩む果樹農家 ・ 他の樹種（モモ、ブドウ、オウトウ等）への転換 ・ キク栽培の花き農家 ・ トルコギキョウ栽培 ・ 刈入れ機に加え、アルストリアを導入 ・ 肉用牛の繁殖・肥育経営一貫経営 ・ 水稲に加え、施設野菜を導入 ・ 水稲に加え、ブルーベリーを導入 ・ 水稲、花きに加え、野菜苗生産も導入 	<ul style="list-style-type: none"> (水稲) ・ 水稲慣行栽培 水稲直播による大規模栽培 ・ 湛水方式の水稲直播方式の導入 ・ 高性能コンバイン及び昇降機の導入により品質の向上や作業面積の拡大を目指す (野菜) ・ 野菜慣行栽培 低コスト機械化体系の導入 ・ 野菜慣行栽培 生物農薬や被覆栽培の導入による減農薬栽培 ・ ロックウール栽培を導入 ・ イチゴの高設養液栽培システム及び棚式育苗システムの導入 ・ ミトトの土耕栽培 隔離ベット栽培システムの導入 ・ アスパラの露地栽培 雨よけ栽培及び養液土耕栽培の導入 ・ きゅうりの露地栽培 防虫ネット被覆栽培 (花き) ・ スプレーギクに養液土耕栽培技術を導入 ・ シクラメン等の鉢物で底面給水栽培技術を導入 (葉たばこ) ・ 葉たばこの乾燥作業に温湿度コントロール装置を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の消費者向けの直売の開始 ・ インターネットを利用した直接販売の開始 ・ 新しくみそ加工販売を導入 ・ 新規作物として桃を導入するとともに、菓子加工施設を導入 ・ 施設野菜の生産に加え、漬物加工部門を導入 ・ 水稲の生産に加え、おにぎり、混ぜご飯、ドーナツ等の加工部門を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブドウのジャム加工 ・ ワイン製造開始 ・ 酪農法人が直売から農家レストラン等を開始 ・ 果樹農家の直売 観光周年果樹園
		<ul style="list-style-type: none"> (酪農) ・ スタンション方式 ・ パイプライン方式 ・ パイプライン方式 ・ 飼料の分離給与方式 (肉用牛) ・ 肉用牛早期離乳方式 	<ul style="list-style-type: none"> フリーストール方式 ミルクパラー 自動搾乳システム TMRによる自動給餌方式 自動ほ乳システム(ほ乳ロボット)

制度を活用して

夢をかなえよう!!

イラスト「少年の夢」
郡山市 長尾 勉
提供: 郡山農学校



最新版のパンフレットをホームページに掲載しています。

《福島県庁ホームページ》
<http://www.pref.fukushima.jp/>

【総合案内の詳細項目】
組織別案内

農林水産部

金融共済室のページ

農業制度金融のごあんない(パンフレット)

